

糸島市地域公共交通網形成計画推進事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

糸島市は平成 29 年 3 月に地域公共交通網形成計画(以下、網形成計画)を策定した。今後、JR 筑肥線の新駅開業、複線化の促進による鉄道機能の充実、路線バス、コミュニティバスのネットワークを見直すことによって、さらなる利便性の向上を図っていくこととしている。

一方で、糸島市民の公共交通利用率は低く、また公共交通に関する情報を知らないことも多いため、今後は路線バス、コミュニティバスの再編と合わせて、ソフト施策も実施し、持続可能な公共交通体系の構築に向けた利用促進を図っていくことが課題である。このようなことから、公共交通の利用にあたって必要な情報をまとめて示す、「分かりやすく」「使いやすい」公共交通マップ・総合時刻表を作成し提供することとする。

2. 業務概要

業務名 糸島市地域公共交通網形成計画推進事業業務委託

業務内容 別紙「糸島市地域公共交通網形成計画推進事業業務委託仕様書」のとおり

履行期間 契約締結の日から平成31年3月20日まで

提案上限額 2,081千円(消費税及び地方消費税を含む)

上限額は、提案にあたっての上限の額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

3. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。なお、審査方法は企画提案書による書面審査とする。

4. スケジュール

項目	期限等
1 公募開始	平成30年10月25日(木)
2 参加表明書等提出期限	平成30年11月6日(火)17時15分 「6.参加意思を表明する書類の提出」に記載する書類を提出する
3 質疑書の受付期間	平成30年10月25日(木)から平成30年11月6日(火)
4 質疑書に対する回答	平成30年11月12日(月)までに通知予定
5 企画提案書提出期限	平成30年11月19日(月)
6 審査結果の通知	平成30年11月下旬予定

5. 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

糸島市暴力団排除条例(平成22年糸島市条例第200号)に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、また、暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。

国及び地方公共団体において、営業停止及び氏名停止等の期間中でない者であること。

会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。また、経営状況が著しく不健全でない者。

消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

本業務を遂行するために必要とされる知識、技術、実績等を有していること。

本業務の実施にあたり、市との連絡調整、打合せ等に適切に対処できること。

6. 参加意思を表明する書類の提出

本業務への参加希望者は次に掲げる書類を下記の提出期限までに提出すること。

参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第1-2号)を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書(様式第1-1号)1部

会社概要書(様式第2号)1部

誓約書(様式第3号)1部

実績書(様式第4号)1部

業務実施体制(様式第5号)1部

誓約書(暴力団排除条例関係)(様式第6号)1部

添付書類

ア 商業登記簿謄本(3ヶ月以内に発行されたもの。複写でも可)

イ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、2年分。複写でも可。会社名と対象期間を明記)

ウ 直近の法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書(3ヶ月以内に発行されたもの。複写でも可)

エ 会社概要が分かるパンフレット等

(2) 参加表明関係書類の配布 本市ホームページより取得のこと。

(3) 参加書類の提出先及び提出期限等

提出先 〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市役所本館2階 企画部地域振興課 (担当:木村)

提出期限 平成30年11月6日(火)17時15分必着

受付時間:8時30分から17時15分まで

日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。

提出方法 持参又は郵送

郵送による場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

7. 参加資格の確認

参加申込書を提出した者について、参加資格を有する者であるかの確認を行い、その結果について、参加資格確認結果通知書により通知する。

8. 実施要領、仕様書、提案書等に関する質疑

質疑方法

本業務にかかる質問については、質疑書（様式第7号）を用いて電子メールにて行うものとする。電子メール送付後、速やかに電話連絡を行うこと。

回答にあたっては、質問者を匿名化し、質問内容及び回答を、参加申し込み者全員に電子メールにて送付する。

質疑書提出期限

平成30年11月6日（火）17時15分必着

質疑書の宛先：糸島市 企画部 地域振興課（担当：木村）

電子メールアドレス：chiikishinko@city.itoshima.lg.jp

電話番号：092-332-2062（課直通）

回答

平成30年11月12日（月）までに通知予定。

9. 企画提案書の提出について

（1）提出書類

企画提案書 各5部（正本1部、副本4部）

副本については、正本のコピーとし、正本がカラーの場合は副本もカラーとすること。

正本は表紙に社名を記載し、副本は社名が特定できる標記をしないこと。

正本の表紙以外には、提案者を特定できる記載をしないこと。

見積書（内訳の分かるもの） 5部（正本1部、副本4部）

副本については、正本のコピーとするが、社名等の記載は正本のみとし、副本は社名等が特定できる記載をしないこと。

（2）提出先

提出先 〒819 - 1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市役所本館2階 企画部地域振興課（担当：木村）

（3）提出方法 持参または郵送

(4) 提出期限

提出期限 平成30年11月19日(月)17時15分必着

受付時間：8時30分から17時15分まで

日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。

郵送による場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

提出された企画提案書等について、提出期間終了後の内容の修正又は変更は認めない。

また、提出書類は返却しない。

10. 企画提案書の作成方法について

- (1) 企画提案書は、「糸島市地域公共交通網形成計画推進事業業務委託仕様書」の内容を踏まえて作成し、本書の「12. 評価基準」の評価項目及び評価の視点に即した、具体的な提案であること。
- (2) 企画提案書は10ページ程度で作成すること。
- (3) 企画提案は1者につき1案とすること。
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、その内容と事業者名、代表者、所在地を明記すること（A4判で様式は任意）。
- (5) 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。また、成果物のイメージを提出することも可とする。
- (6) 企画提案書の体裁は、原則としてA4判（図表等についてはA3判の折込みも可）両面印刷とし、縦、横は問わないが、標記は横書き日本語で、文字サイズは10.5ポイント以上を基本とする。
- (7) 表紙には、表題「糸島市地域公共交通網形成計画推進事業業務」と記載し、提出年月日を表示すること。
- (8) 工程表は平成30年11月下旬から平成31年3月20日という日程で作成すること。
- (9) 目次及びページ番号を付すこと。
- (10) 必要な補足資料がある場合は、別に提出を認める。

11. 見積書について

- (1) 見積金額の限度額内での提案を行うこと。
- (2) 様式は任意とし、正本にのみ社名及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- (3) 金額については、消費税及び地方消費税を除いた価格、税込み価格（総額）を記載すること。
- (4) 内訳書（算定根拠）を添付し、具体的な内容が分かるよう金額を表示すること。
- (5) 計上漏れがないよう注意し、金額の重複記載や誤字又は脱字等がないこと。金額の訂正は不可とし、その他の記載事項を訂正する場合は、該当箇所に押印すること。
- (6) 見積価格が著しく低額であるなど、契約の履行がなされない恐れがあると市が認めるとき、

又は、契約締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当と認められるときは、調査のうえ、契約を締結しないことがある。なお、調査に当たり、必要な資料の提出を求めることがある。

12. 評価基準

項目	評価の視点	配点
業務実績	本業務の目的と類似した業務の受託実績があるか。	10
実施体制	スタッフの役割は具体的であり、本業務を円滑に実施できる実施体制、十分な人員体制となっているか。	10
現状把握	地域の特性や公共交通の現状を正確に把握しているか。	20
企画力	業務目的に適しており、創意工夫された魅力ある企画内容となっているか。	20
デザイン	公共交通の利用者にとって必要な情報が分かりやすく掲載され、使いやすいデザインとなっているか。	20
スケジュール	企画内容に見合ったスケジュールとなっているか。	10
見積書	10×（最低見積価格÷見積価格（下限0.5）） 小数点以下切り捨て	10
合 計		100

13. 審査方法

提案書による書面審査を実施する。

(ア) 評価委員が提案書による書面審査を実施し、評価基準に基づき、評価を行い各委員の評価点の合計が最も高い者を本業務における最適格者（契約の第1位候補者）として特定する。また、各委員の評価点の合計が同点の者が2人以上あるときは、最低見積価格の者を最適格者（契約の第1位候補者）として特定する。なお、各委員の評価点の合計が同点かつ見積価格も同額の提案者が2人以上あるときは、評価項目「企画力」「デザイン」の合計点が高い者を最適格者（契約の第1位候補者）として特定する。

(イ) (ア)により最も優秀な提案を行った者を契約の第1位候補者とし、随意契約に向けた手続きを行うが、契約時における契約金額は見積価格を上回らないこと。また、なんらかの事由で契約が不調となった場合は、第2位の者と協議するものとし、第2位の者とも契約不調となった場合も以下同様とする。

14. 接触の禁止

本プロポーザルにおいて参加表明書を提出した者は、受託候補者が特定されるまでの間、糸島市地域振興課及び上位の職にある職員に対し本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。

15. 選定結果の公表と通知

本市は、選定結果を本市のホームページで公表する。ホームページに掲載する事業者名は受託候補者のみとし、選定されなかった事業者は掲載しない。

また、受託候補者及び選定されなかった事業者に対して、契約候補順位及び結果理由を付して速やかに通知する。

なお、審査結果についての異議、問い合わせは一切受け付けない。

16. 契約に関すること

(1) 契約の締結

本市は、受託候補者と契約に向けた交渉を行い、委託契約を締結する。

契約時の仕様書の内容は、プロポーザルの企画提案を基本とし、契約に向けた交渉において調整を行う。

(2) 次順位者との交渉

本市は、受託候補者が委託契約を締結できない事由が発生した場合又は交渉が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から委託契約について交渉を行うものとする。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て業務受託事業者の負担とする。

17. その他留意事項

提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。

書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

糸島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

18. 担当部署（問い合わせ先）

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市役所本館2階 企画部地域振興課

担当 木村、木浦

電話番号 092-332-2062

ファックス番号 092-324-0239